

平成20年度第24回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成21年3月17日（火）午前10時00分～午前11時00分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚

委員 高橋敬一

委員 佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長 浅井 涉 次長 中尾康師

任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦

課長補佐 荒田すみ子 課長補佐 松本秀樹

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成20年度鳥取県職員採用試験（資格免許職（4回目）【保健師】）の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 職員の採用選考について

議案第3号 職員の昇任選考について

議案第4号 一般任期付職員の採用の承認について

議案第5号 人事委員会規則及び通知の一部改正について

報告第1号 平成20年鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務・追加募集））の採用候補者について

協議等事項

（1）県民から寄せられた意見（県民の声）について

（2）年度末における人事委員会規則及び通知の改正について

5 会議の公開・非公開

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、報告第1号及び協議等事項を非公開とした。

6 議事

(1) 議案第1号

平成20年度鳥取県職員採用試験（資格免許職（4回目）【保健師】）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 受験者数等

職種	採用 予定者数 (A)	申込者数 (B)	第1次試験 受験者数 (C)	第1次試験 合格者数	受験率 (C/B)	受験競争率 (C/A)
警察事務	2名程度	7(6)名	5(5)名	3名(3)名	71.4%	2.5倍

※表中の()は女性の内数

③ 試験日程

第1次試験	試験日	3月1日(日)
	試験会場	鳥取県職員会館(県庁西町分庁舎)
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、論文試験、適性検査 ※論文試験、適性検査の評価等は2次試験で実施
	合格者発表	3月17日(火)
第2次試験	試験日	4月13日(月)(予定)
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表	4月21日(火)(予定)

(2) 議案第2号

職員の採用選考について、事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることに決定した。

(3) 議案第3号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることに決定した。

(4) 議案第4号

一般任期付職員の採用の承認について、事務局が説明し、原案のとおり承認することに決定した。

【説明】

① 採用予定者

7名

② 採用予定職(所属部課名)

文化財主事(埋蔵文化財センター)

③ 業務内容

山陰道建設に係る埋蔵文化財の発掘調査業務

- ・遺物の内容確認調査
- ・調査成果報告書の作成

- ④ 採用予定者を当該業務に当該期間を限って従事させる必要性及び根拠規定
- 山陰道建設工事の進捗に伴い一時的に発掘調査業務が増加することから、この期間に限って専門的な知識経験を有する職員が一定人数必要となるが、職員の育成には相当の期間を要するため、発掘調査業務を計画通りに進めるために任期付職員を採用して対応する必要がある
 - 任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項第1号に該当
- ⑤ 任用予定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで（3年間）
- ⑥ 選考基準、選考方法及び選考結果の概要
- 選考基準
埋蔵文化財の発掘調査とその成果を埋蔵文化財行政に効果的に反映するための専門的な知識経験を有すること
 - 選考方法
専門試験：文化財主事に必要な専門的知識についての筆記試験
論文試験：公務員として必要な識見、思考力等の能力についての筆記試験
実技試験：土器の実測図に関する実技試験
人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験
 - 選考結果
受験者14名中7名合格

(5) 議案第5号

人事委員会規則及び通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 規則及び通知の名称

【規則】

- 職員の職務の級の分類に関する規則
- 管理職手当に関する規則

【通知】

- 職の区分表について

② 概要

ア 職員の職務の級の分類に関する規則、職の区分表

新たな職の設置に伴い、次のとおり職務の級等について、追加する。

(施行日：平成21年3月26日)

給料表	区分	組織	職及び職務の級	相当する職
行政職	警察	警察本部共通	センター長（6級）	行政職課長
公安職	警察	警察本部共通	総括参事官（9級）	公安職部長
			地域統括参事官（9級）	公安職部長
			センター長（7級）	公安職課長
			検視官（7級）	公安職課長

イ 管理職手当に関する規則

新たな職の設置に伴い、管理職手当を支給する職及び支給区分について追加する。

(施行日：平成21年3月26日)

組織	職	支給区分
警察	警察本部	総括参事官 2種

		地域統括参事官	2種
		センター長	3種
		検視官	3種

(6) 報告第1号

平成20年鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務・追加募集））の採用候補者について、事務局が説明した。

【説明】

警察本部において採用候補者が決定され、本日午後に発表される。

① 受験者数等

職種	採用 予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用候補者 数 (B)	受験競争率 (B/A)
警察事務	名程度 4	名 162 (76)	名 124 (60)	名 16名(6)	名 14 (5)	名 4名(3)	倍 31.0

※表中の（ ）は女性の内数

② 試験日程

第1次試験	試験日	2月7日(土)
	試験会場	県庁講堂、県警察本部庁舎会議室
	試験種目	教養試験(多肢選択式)
	合格者発表	2月18日(水)
第2次試験	試験日	3月2日(月)
	試験会場	県警察本部庁舎会議室
	試験種目	人物試験(個別面接)、作文試験、適性検査、身体検査
	採用候補者発表	3月17日(火)

※第2次試験は、警察本部に委任して実施

(7) 協議等事項

① 県民から寄せられた意見(県民の声)について、事務局が説明した。

【説明】

<p>【意見】(3月11日受付)</p> <p>県職員の平均年収は600万以上だと聞きましたが、本当でしょうか。</p> <p>他県の公務員との比較で給与を考えるべきでなく、県内民間企業との比較で年収は決めるべきだと思います。</p> <p>納税者の倍の給与で役所を運営するのはとてもズレた考えだと思います。</p>
<p>【回答】(県民室への回答期限：3月18日)</p> <p>鳥取県職員の平均年収ですが、教員、警察官、医者等を含めた職員10,873人の平成19年度決算での1人当たり給与費は6,702千円となっております。</p> <p>県職員の給与については、地方公務員法第24条第3項に「職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と定められています。</p> <p>人事委員会は、毎年国(人事院)と共同で民間給与実態調査を行い、県職員の給与水準が、民間事業所の同種同等の従業員の給与水準と比べて高いか、低いか結果を考慮し、国や他の都道府</p>

県の職員の状況なども勘案して、県職員の給与について勧告を行っています。

従来は県内民間より県職員の給与が高くても国に準拠した給与勧告を行っていましたが、近年は、国準拠ではなく県内民間水準をより反映したものとなるよう、県職員の給料やボーナスを引き下げる勧告を行っているところです。

平成 20 年の給与調査の結果、11, 564 円 (3. 24%) 県職員の方が高いということが判明しましたので、地域民間事業所従業員の給与水準を反映させ、民間事業所従業員と県職員の均衡を出来る限り図ることが適当と判断して、給料等を引き下げることを内容とする報告・勧告を行っています。

なお、国家公務員、他の都道府県職員と比べて給料、ボーナスとも相当低い水準となっています。

人事委員会としましては、今後も県職員の給与水準が県内民間の給与水準をより適切に反映したものとなるようにしていきたいと考えています。

鳥取県人事委員会事務局長 浅井 渉

(電話) 0857-26-7554 担当：岡田

- ② 年度末における人事委員会規則及び通知の改正について、事務局が説明した。

【説明】

教育職給料表の新職設置関係

1 給料表の適用範囲関係

給料表の適用範囲を規定

教育職給料表(1)を適用する職員として、高等学校又は特別支援学校の副校長及び主幹教諭、教育職給料表(2)を適用する職員として小学校又は中学校の副校長及び主幹教諭をそれぞれ新たに追加する。

(適用範囲規則第2条)

2 初任給、昇格、昇給等の基準関係

- ① 2級上位の昇格の考え方の整理
- ② 級別資格基準表
- ③ 昇格時号給対応表

(初任給規則、初任給規則運用通知別表第1 3 関係、給与条例別表第2 備考2 等規則、「別に定める。」通知)

① 2級上位の昇格の考え方の整理

教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の2級から3級へ昇格する場合は2級上位の昇格となることから、一般的な2級上位以上の昇格と区別する。

② 級別資格基準表

給料表	副校長(教頭と同じ)		主幹教諭	
	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒
教育職給料表(1)	16年	19年	12年	15年
教育職給料表(2)	11年	14年	9年	12年

③ 昇格時号給対応表

教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の昇格時号給対応表に特2級を追加して対応関係を定める。

これに伴い、2級から特2級(H21.1.1から3.5%給料月額引下げ。5 旅費関係とも関連)へ昇

格する際に給料月額の変換が生じる号給について、職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則の一部改正により、特2級の給料月額について所要の調整を行う。

3 管理職手当関係

副校長（3級・特4種）、部主事である主幹教諭（特2級・8種）の額を設定

（管理職手当規則別表第2）

給料表	職務の級	区分	再任用職員以外	再任用職員
教育職給料表(1)	3級	特4種	51,900円	42,500円
	特2級	8種	34,000円	23,800円
教育職給料表(2)	3級	特4種	50,200円	41,600円

4 期末手当・勤勉手当関係

期末手当の役職加算割合の設定

（期末勤勉手当規則別表第1、期末手当規則運用通知規則別表第1関係）

教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の3級の加算割合を100分の10（人事委員会が別に定める職員にあっては100分の15）とし、その「人事委員会が別に定める職員」は副校長（看護学校の副校長を除く。）である職員とする。

教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の特2級を追加し、その加算割合を100分の10とする。

【役職加算割合について】

職務の級が一定以上（行政職の3級相当以上）の職員の基礎額については、通常的基础額に一定割合を乗じた額を加算した額とされている。

5 旅費関係

外国旅行の旅費を算定する際に必要な行政職の職務の級に対応する職務の級を規定

教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の特2級と行政職給料表の職務の級との対応関係について規定する。

（旅費条例施行規則別表第2）

	行政職の職務の級	3級	4級	5級	6級
教育職給料表(1)	再任用職員以外	特2級9号給以下	特2級10号給以上13号給以下	特2級14号給以上21号給以下	特2級22号給以上
	再任用職員		特2級		
教育職給料表(2)	再任用職員以外	特2級5号給以下	特2級6号給以上13号給以下	特2級14号給以上	
	再任用職員		特2級		

6 職の区分及び職務の級の分類

- ① 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の3級に副校長を追加
- ② 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の特2級を新設し、主幹教諭等を追加

（職の区分通知、級分類規則別表第3、第4）

7 義務教育等教員特別手当関係

- ① 手当月額の引下げ
- ② 支給する職員に副校長及び主幹教諭を新たに追加

(義務教手当規則第2条、別表第1)

手当関係

1 特殊勤務手当関係

特殊勤務手当条例の一部改正に伴う所要の改正

防疫等業務手当の項目が追加されたことによる号ずれへの対応。

(特殊勤務手当規則第4条)

2 初任給調整手当関係

医療職給料表(1)の適用を受ける職員の初任給調整手当の支給月額を改める

若手・中堅医師の人材確保のため、初任給調整手当を引き上げる。
(限度額 30万6,900円→41万900円 平均約11%)

(初任給調整手当規則別表)

3 期末勤勉手当関係

支給基準の見直し

勤勉手当基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、勤勉手当を支給しないものとする。

(期末勤勉手当規則第8条)

(例) 現行の規定

6/2～7/31に産後休暇、8/1～12/1に育児休業の者の12月期の手当

- ・国：支給しない
- ・鳥取県：支給しない(基準日に育休であって、全期間勤務実績なし)

6/2～10/31に育児休業、11/1～12/1に産前休暇の者の12月期の手当

- ・国：支給しない
- ・鳥取県：支給する

4 通勤手当関係

距離の測定方法の変更

電子地図を用いて経路の長さの測定を行うものとする。

(通勤手当通知第2条関係、別紙第1)

5 地域手当関係

平成21年度の暫定支給割合の規定

平成22年度までの間について、暫定的に引き上げることとされている地域手当の支給割合について、平成21年度における割合を定める。

(地域手当規則附則)

支給地域	H21年度	H20年度	最終支給割合
------	-------	-------	--------

東京都特別区	17%	16%	18%
大阪府大阪市	14%	13%	15%
愛知県名古屋市	12%	12%	12%

※ 医療職(1)に係る地域手当の支給率は、大阪市と同率

勤務時間関係

① 特別休暇の規定の明確化

裁判員休暇、結婚休暇、父母、配偶者及び子の祭日の場合の休暇について、取扱いを明確化する。
(勤務時間通知第9第1項、県費負担教職員勤務時間通知第8第1項)

② ボランティア休暇の実績報告の廃止

制度が定着し、検証の必要がなくなったことから、実績報告の送付を不要とする。
(ボランティア休暇通知第3項、ボランティア休暇通知(県費)第3項)

③ 臨時的任用職員の職務に専念する義務の免除について

臨時的任用職員の職務に専念する義務の免除について、所要の改正を行う。
(臨職休暇通知第2)

④ 勤務時間短縮に伴う所要の改正

- ・勤務していた期間又は勤務していなかった期間を計算する際の1日未満の時間を日に換算する規定について所要の改正を行う。
- ・職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行う。
(期末勤勉手当規則運用通知第3条、第3条の2、第8条及び第9条関係、
初任給規則運用通知別表第13関係、特種勤務手当運用通知第10、第13)

⑤ 学校給食法の一部改正に伴う所要の改正

学校給食法の条ずれによる規定の整備。
(県費負担教職員勤務時間規則第15条)

退職派遣廃止関係

引用している条例・規則の改正に伴う所要の改正

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例が一部改正され、退職派遣が行われなくなったことに伴い、関係する人事委員会規則・通知について所要の改正を行う。

- (1) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則
- (2) 期末手当及び勤勉手当の運用について
- (3) 通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針
- (4) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について
- (5) 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- (6) 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

- (7) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の運用について
- (8) 育児休業等制度の運用について

<(1)の規則により改正される規則>

- ア 職員の給与の支給に関する規則
- イ 職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則
- ウ 初任給調整手当の支給に関する規則
- エ 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則
- オ 職員の旅費等に関する条例施行規則
- カ 住居手当に関する規則
- キ 職員の育児休業等に関する規則
- ク 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ケ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- コ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則

【質 疑】

委 員

ボランティア休暇の実績報告を不要とするということだが、この休暇はよく利用されているのか。

事務局

それほど利用されているわけではない。

事務局

ボランティアを行う場合、休暇を使わずに休日に活動するということが多いかもしれない。休暇制度は定着したが、利用が高いとは言えない。

委 員

本当にボランティア活動をしているのかどうか検証は必要ないのか。

事務局

任命権者は把握している。今回廃止するのは、任命権者から人事委員会への報告である。当初は制度を定着させるために人事委員会へ報告させる必要があった。

委 員

任命権者が把握しているのであればよい。

事務局

事前に請求して承認を受けなければ休めない。

委 員

こんなことで嘘をつくのはリスクが高いと思う。

委 員

休暇の記録が残っているのであれば、嘘について休めば処分対象になる。

6 次回の人事委員会の開催

平成21年3月17日(火)午前10時00分から開催することとした。